

【アメリカ】オバマ政権の対テロ戦略

2011年6月28日に、オバマ大統領は、国家対テロ戦略(National Strategy for Counterterrorism)を発表した。これは、オバマ政権がこれまで採ってきた対テロ戦略と今後の戦略をまとめたもので、より広範囲な国家安全保障戦略の一部となるものである。米国に対するテロの脅威として、イラン、シリア、ヒズボラ、ハマスのテロ支援国家や団体が存在するとしているが、最も危険性が高く直接的な脅威としてアルカイダとそのネットワークを挙げている。究極的には、アルカイダを崩壊させ、完全に打破することを目的とするとしている。特に注目すべき地域として、米国内だけではなく、南アジア、アラビア半島、東アフリカ、ヨーロッパ、イラク、マグレブ(北西アフリカ諸国)とサヘル、東南アジア、中央アジアなどの各地域を列挙して、アルカイダの動向と対策をまとめている。アルカイダが次世代のテロリストを育成することを防止するため、そのメッセージが拡散しないようにすることの重要性も強調されている。(海外立法情報課・廣瀬 淳子)

【アメリカ】大統領政策文書『21世紀の移民制度の構築』

オバマ大統領は政策文書『21世紀の移民制度の構築』を2011年5月10日に発表した。前政権からの懸案事項である非合法移民問題の解決にあたり、その責任は非合法移民だけでなく、不法就労を知りつつ認めている雇用者にもあるとし、次の5点を満たす場合のみ、非合法移民に合法的な地位を得させるべきであるとした。(1)登録すること、(2)法を遵守すること、(3)税金や罰金を適切に支払うこと、(4)英語を習得すること、(5)犯罪経歴等の審査を受けること。また、欠陥の多い現行の移民制度を、多様性に富んだ新制度に構築し直すこと、親に連れられ不法入国した若者の教育の機会が奪われないことを規定するドリーム法の制定を急ぐこと、特に農場で必要とされる季節労働者用のビザを発給し、安定した法的地位を与えること及び国外退去等を命じる場合には、可能な限り家族を分離しないようにすることも内容としており、前政権の包括的移民制度改革に共通する点が多い。(海外立法情報課・井樋 三枝子)

【EU】ロマ人差別撤廃のためのEUの枠組み

欧州に約1100万人居住するロマ人は、差別・排斥を受け極めて貧しい経済社会的状況にある。民族や人種を問わず平等待遇原則を実施する指令2000/43/ECがEUに存在するにもかかわらず、一向に改善されない状況に決着をつけるとして、欧州委員会は、政策文書「各加盟国におけるロマ人差別撤廃戦略のための2020年に向けたEUの枠組み(COM(2011)173 final)」を2011年4月5日に欧州議会及び理事会等に提案した。各加盟国首脳は、同年6月24日の欧州理事会にてこの枠組みを承認した。各加盟国は、2011年末までに自国内に居住するロマの人口に見合った社会経済的な差別撤廃を推進する包括的な国内計画を策定して欧州委員会に提出する。計画では、教育、雇用、保健医療、住宅の4分野における目標を立て、差別地域の特定、予算割当て、実施効果の監視方法、ロマ社会との緊密な協力及び対話継続等に重点を置くとしている。欧州委員会はそれらの計画を評価し、2012年春にその結果を欧州議会及び理事会に報告する。(海外立法情報調査室・植月 献二)

【EU】旅客の権利に関する規則

EUは、2011年2月16日、バス（長距離バスを含む）の乗客の権利に関する欧州議会及び理事会規則(EU)No 181/2011を制定し、同年2月28日、EU官報で公布、20日後から施行している。この規則は、バス運輸において、死傷や物損の補償、事故時の乗客保護、障害者の非差別及び支援の義務化、運休・遅延時の補償、乗客の差別禁止、最低限提供すべき情報その他について規定しており、適用は2013年3月1日からである。欧州委員会は、2005年にEU域内の交通機関において、障害者優先、運休・遅延等の補償・支援、事故時の責任、苦情取扱い及び補償方法並びに情報提供に関する旅客の権利強化を図るための政策文書（COM/2005/46 final）を発表した。すでにこの方針に沿って、航空機、鉄道及び船舶の乗客の権利に関する規則がそれぞれ(EC)No2111/2005、(EC)No1371/2007及び(EU)No 1177/2010として制定されており、今回のバス乗客の権利に関する規則の制定をもってEU域内の旅客保護の規則は完結した。（海外立法情報調査室・植月 献二）

【EU】クロアチアEU加盟へ

2005年5月から開始されたクロアチア共和国のEU加盟交渉が2011年6月30日に終了した。EUの政策及び法規に関する諸課題が35章に整理され、6年間、13回にわたって加盟に関する同国と閣僚級の会合にて交渉が行われてきたが、すべての課題に解決の見込みがついたとして、この日をもって加盟合意がなされ、交渉が終了した（12332/11 PRESSE 219）。EUは、引き続き、同国が加盟に必要な措置を採り、すべての条件を満たすまで監視する。EUと同国との加盟条約調印は2011年末までに行われ、その後、すべての加盟国及び同国において同国加盟条約の批准が行われた後、2013年7月1日をもって同国の正式加盟が実現する見通しである。クロアチア共和国は、1991年6月25日の旧ユーゴスラビアからの独立後20年となったが、同国が加盟すれば、旧ユーゴスラビアの構成国としてはスロベニアに加えて2か国となり、EUの加盟国は計28か国となる。

（海外立法情報調査室・植月 献二）

【EU】移民管理の包括的提案

EUでは、域内での人の自由移動を実現するため、シェンゲン協定に基づき域内国境でのパスポートチェックを廃止する一方で、域外と接する国境の管理を強化してきた。2011年1月にチュニジアで政変が生じて以降、2万人以上のチュニジア人がイタリアに流入し、イタリアから暫定滞在許可を得てフランスに移動しようとした。フランス及びイタリアからの要請を受けた欧州委員会は、同年5月4日、国境管理とシェンゲン協定の管理の強化、欧州共通難民庇護制度（CEAS：難民受入れ条件指令、庇護手続指令、難民資格指令等で構成）の完成及び合法的移民政策を含む移民管理の包括的な政策の提案を行った。この提案に基づき、6月23～24日開催の加盟国首脳による欧州理事会では、2012年までにCEASを完成させること、危機的状況における域内での国境審査再開に関する法規の提案を9月に行うことを欧州委員会に要請すること等が決定された。

（海外立法情報調査室・矢部 明宏）

【EU】2014～2020 多年度財政枠組み

EU の各年度（暦年に同じ）予算は、多年度財政枠組み（MFF: 現行のものは、2007～2013 年度）に従って作成される。欧州委員会は、2011 年 6 月 29 日、次期（2014～2020 年度）MFF を提案した。支出負担可能額は、現行 MFF 比 5.04%増の 1 兆 250 億ユーロ、重点的な支出分野の項目は、①経済成長及び就労支援、②より環境に優しく現代化された農業、③より安全な欧州、④EU の対外的役割の強化、⑤管理運営である。EU の予算は、「固有の財源」により賄われ、①非加盟国産品の関税、②各加盟国の付加価値税（VAT）の一定割合、③各加盟国の国民総所得に基づく分担金等がある。次期 MFF 案には、財源を安定的に確保し、加盟国の分担金を減らすため、固有財源として、新たに金融取引税（financial transaction tax）及び現代化した VAT を導入し、現行 VAT に基づく財源を廃止する提案が含まれている。次期 MFF は、2013 年末までに採択される予定である。

（海外立法情報調査室・矢部 明宏）

【イギリス】選挙制度改革に関する国民投票の実施

2011 年 5 月 5 日、下院議員選挙制度の変更の是非を問う国民投票が実施された。この国民投票は、2 月 16 日に制定された 2011 年議会選挙制度及び選挙区法（同年法律第 1 号）に基づいて現行単純小選挙区制を選択投票制（絶対多数代表制の一種で候補者に選好順位を付して投票するもの）に変更するか否かを決定しようとするものである（本誌 2011 年 4 月号参照）。国民投票の結果は、投票率 42%、選択投票制の導入への賛成票 32.1%、反対票 67.9%で、注目された選挙制度の変更は実現しなかった。連立政権与党中、選択投票制の導入を積極的に支持したのは自民党で、同じ与党でも保守党は反対、野党の労働党は賛成であり、一部保守党議員は選挙に用いられる可能性のある投票機械に多大な費用が必要とのキャンペーンをうった。また、選択投票制の支持が伸び悩んだ要因には、連立与党の中で独自色を打ち出せない自民党クレグ党首の人気低迷の影響があると指摘されている。

（海外立法情報調査室・河島 太郎）

【イギリス】司法改革法案の提出

2011 年 6 月 21 日に法律扶助、刑の宣告及び犯罪者の処罰に関する法律案が提出された。法案の内容は、非省庁型公共機関の法律扶助委員会を廃止すること、離婚訴訟中の当事者の一方に相手方に対する訴訟費用負担を命じることができるようにする等ジャクソン控訴院判事の民事訴訟費用に関する報告書の勧告の実現を図ること、保釈の範囲を拡大すること、刑事裁判官が被告人に被害補償金支払命令をすることができる場合には当該裁判官にその検討義務を課すること、犯罪被害者の支援に充てるため受刑者の刑務作業による収入から負担金の徴収を図ること、武器や危険な刀剣による威嚇を新たに処罰の対象とすることなどである。当初は早期に有罪を認めた被告人に対する刑の減軽を 3 分の 1 から 2 分の 1 に拡大する条項が法案に盛り込まれる予定であったが、クラーク法務大臣の放送番組における失言もあってこの点は見送られた。

（海外立法情報調査室・河島 太郎）

【イギリス】福祉改革法案

2010年5月の総選挙後に成立した保守・自民連立政権は、政権発足当初の政策合意において、給付金制度の統合と複雑な行政の簡素化を目的とする福祉改革を提案した。これを受けて、雇用年金省は、2010年11月に白書「ユニバーサル・クレジット—機能する福祉」を公表して福祉改革に関する政府の方針を明らかにした。2011年2月16日に政府が下院に提出した福祉改革法案は、資産調査を要する現行の多様な給付金及び税額控除に代えて、所得額に応じた単一の基準の下で各種の支給額を決定する「ユニバーサル・クレジット制度」の導入を主な内容とする。また、従来はともすると収入の増加が給付金の減額に直結して受給者の就労意欲をそいできたが、短時間就労が所得の増加につながるよう給付金の減額率を調整すること等により就労意欲の増進を図る法案となっている。6月15日、下院公法案委員会で法案が修正され、2010年児童貧困対策法上の児童貧困委員会を社会移動・児童貧困委員会に改組する条項が追加された。（海外立法情報調査室・河島 太郎）

【フランス】公務員上級職の定年を延長する法律

政府の決定により職に任命される公務員の定年以降の職務の継続に関する2011年5月31日の法律第2011-606号が制定された。同法は、上級職の公務員の定年を延長できるようにするものである。立法の意図は、短期間で他の者が代替することが困難な能力、経験を有する者を、その職に留まらせることにより、公共の利益に資する点にある。対象となるのは、公務員のうち、政府の決定により任命される国の要職で、具体的には、大使、中央省庁の局長及び部長、大学区長（地方教育行政の責任者）、県地方長官（地方における国の代表者）等である。これらの職の定年は、67歳（これまでは65歳だったが、年金改革法により2011年7月1日から引き上げられた）であるが、政府の決定により、最大2年間職務を継続できるようになった。延長の決定は、政府により任命と同様の形式で実施される。また、政府は、延長した職務を、その決定によりいつでも終了させることができる。

（海外立法情報課・服部 有希）

【フランス】移民関連法の制定

移民、統合及び国籍に関する2011年6月16日の法律第2011-672号が制定された。同法は、欧州指令に基づく立法措置等の111か条の諸規定から成り、移民の社会統合政策の強化並びに不法移民の国外追放、国外退去及び領土立入禁止措置の実効性の改善を目的とする。主要規定は、次のとおりである。①仏国籍者の配偶者等の長期滞在者は、仏語とフランスの価値観の習得等を要求する国との「受入・統合契約」に従う義務があるが、今後、契約に違反した場合、県地方長官が滞在証の更新を停止できるよう定めた。②EU指令に基づき、高資格労働者のEU域内への移住等を容易にするEUブルーカードを創設した。③国外退去義務を課された不法移民に、退去支援措置の請求権を付与した。④自国で不可能な治療を望む者に対する国外退去措置等の停止措置を規定した。⑤大量の移民の発生に対応するため、入国待ちのための待機ゾーンの拡大措置を規定した。⑥DV被害者に対する一時的な滞在証を短期間で交付できるようにした。

（海外立法情報課・服部 有希）

【フランス】電子書籍の価格拘束法

電子書籍の価格に関する 2011 年 5 月 26 日の法律第 2011-590 号が制定された。同法は、議員提出法案である。適用対象となる電子書籍は、デジタル形態と共に、印刷物形態で出版され、又は出版される可能性のあるものと定義されている。まず、フランスに本店を置く出版社は、電子書籍の販売価格を決定し、公表しなければならない。次に、電子書籍の小売業者等は、フランス国内の購買者に向けて販売する場合、出版社の定める価格に従わなければならない。したがって、海外の小売業者であっても、フランス国内の購買者に向けて販売する限りは、出版社の定める価格に従う必要がある。また、出版社は、出版契約により、電子書籍の利用から著者に生じる報酬の正当性と公平性を保証する必要がある。この法律の規定に違反した場合には、罰金が科せられる。なお、同法による価格拘束は、再販売価格維持制度の問題に関わるものであり、欧州委員会や自由価格を支持する他の EU 諸国との対立が懸念されている。

(海外立法情報課・服部 有希)

【ドイツ】強制結婚の取締りを強化する法律

強制結婚とは、本人の意思に反して家族や親族等他人の暴力により強要されて行われる結婚であるが、ドイツでは、特にイスラム系移民の女子が強制結婚の被害にあうことが多い。例えば、故国での休暇中に強制的に結婚させられ、ドイツに戻ることができなくなることがある。これは、基本法第 6 条第 1 項で保障する婚姻の自由に触れる人権侵害である。この事態に対処するために、強制結婚の取締強化及び強制結婚の被害者保護改善のために滞在法及び難民法の規定を改正する法律が制定された（2011 年 7 月 1 日施行）。従来、刑法典第 240 条（強要）の第 4 項で強制結婚の罰則（6 か月以上 5 年以下の自由刑）を定めていたが、刑法典第 237 条を新設して強制結婚の罰則規定を独立させた。また、適法にドイツに滞在していた未成年の外国人が出国しても、通常 5 年以内に申請すれば再び滞在許可を得ることができるが、強制結婚の被害者においては、この期間が 10 年に延長された（滞在法第 37 条）。

(海外立法情報課・渡辺 富久子)

【ドイツ】電子メールのセキュリティ強化

通常の電子メールよりも、セキュリティを強化したメールサービス De-Mail について定める De-Mail 法が 2011 年 5 月 2 日に公布され、翌日から施行されている。De-Mail サービスは、連邦情報セキュリティ庁から認証を受けた民間の通信事業者が行う。通信事業者は、認証を受ける手続において、必要なセキュリティやデータ保護上の要件を満たすことを証明しなければならない。De-Mail 法は、通信事業者及び De-Mail サービスの信頼性を保証する要件を定めている。De-Mail の基本サービスは、メールアカウント及びメール送受信サービスであり、本人確認及び文書保存サービスは利用者からの申請による付加サービスである。また、訴訟法や行政送達法の規定に基づいた送達及びその証明も可能であり、企業や行政、市民が参加し、通常の電子メールでは困難な事務取引を行うことが想定されている。De-Mail サービスの利用には、特別なソフトウェアのインストールは不要であり、利用しやすいように配慮されている。

(海外立法情報課・渡辺 富久子)

【ドイツ】子どもの騒音に対して寛容な社会の形成

近年、保育園等の施設からの子どもの騒音に対する訴訟が度々あり、保育園の運営が制限されたり禁じられたりする事件があった。将来を担う子どものための社会を形成するという立法者の姿勢を具体化するために、連邦環境汚染防止法が改正された（2011年7月27日公布、7月28日施行）。連邦環境汚染防止法では、環境に有害な影響を与える施設の設置には認可が必要とされている。同法第22条では、設置に認可を要しない施設の運営者に対して、環境への有害な影響の回避義務を定めているが、託児施設、公園等の騒音は、環境へ有害な影響を与えるものとは認めないという特例規定が新たに設けられた。また、この場合において、騒音判定のために騒音基準値を用いてはならないことが定められた。さらに、土地利用令の改正が予定されている。土地利用令第3条は、住居専用地域について定めているが、その地域に見合う数の子どもを受け入れるものであれば、住居専用地域への託児施設の建設を特例として認めるとする改正である。（海外立法情報課・渡辺 富久子）

【ロシア】行政サービスの利便性向上を推進

2011年7月4日、メドヴェージェフ大統領は、2011年連邦法第169号「個別のロシア連邦法の変更について」に署名した。同法は、2010年7月に制定された2010年連邦法第210号「政府及び地方自治体のサービス提供について」など約70本の法律を改正し、行政サービスの利便性向上を図るものである。2010年連邦法第210号では「窓口一元化」の概念に基づき、連邦政府と地方政府の行政サービスの窓口が統合されたが、2011年連邦法第169号ではさらに一元化が進んだ。一例としては、利用者が行政サービスを申し込むために複数の公的機関の書類が必要な場合であっても、それぞれの機関を回ることなく、担当の窓口で一括して書類を取り寄せることができるようになった。また、ロシア政府は、各種行政サービスの申請等をインターネット上で行える電子政府化も推進している。2011年5月には電子政府サービス用サイトがリニューアルされ、利用可能なサービスが増えたほか、モバイル機器や街頭の端末からでも利用可能となった。（海外立法情報課・小泉 悠）

【ロシア】アゼルバイジャンとの国境画定

2011年6月27日、メドヴェージェフ大統領は、2011年連邦法第166号「ロシア連邦とアゼルバイジャン共和国との国境に関する条約の批准について」に署名した。ソ連崩壊後、ロシアとアゼルバイジャンの国境線は画定されていなかったが、2010年9月にメドヴェージェフ大統領とアゼルバイジャンのアリエフ大統領が国境画定条約に調印し、284kmの国境が画定された。これは、ソ連時代のダゲスタン自治社会主義共和国とアゼルバイジャン社会主義共和国との境界を、現在のロシアとアゼルバイジャンの間の正式の国境として認めたものである。メドヴェージェフ大統領による批准書署名に続き、7月3日に両国の外務大臣が批准書を交換したことで、国境画定条約は正式に発効した。ただし、カスピ海上の境界については同条約の対象に含まれていないため、両国外務省は今後とも協議を続けていく方針である。

（海外立法情報課・小泉 悠）

【韓国】スマートグリッド法の制定

韓国政府は 2010 年 1 月、それまで個別に進められていたスマートグリッド事業を国家プロジェクトとして統合した「スマートグリッド国家ロードマップ」を公表し、低炭素グリーン成長の基盤整備としてのスマートグリッド構築のため、2030 年までに官民合わせて 27.5 兆ウォンを投資する計画を明らかにした。2011 年 5 月 24 日、「知能型電力網の構築及び利用促進に関する法律」（スマートグリッド法）が制定されたことにより、同ロードマップ実現の法制度的基盤が整えられた。同法では、政府による 5 年ごとの基本計画の策定及び基本計画に基づいた毎年の実施計画の策定、事業者の登録、拠点地区の指定、スマートグリッドによる情報収集、収集された情報の活用及び保護、機器、製品、サービス等の認証及び標準化、事業者相互の情報提供及び共同利用等について規定されている。政府はすでに済州島でスマートグリッド実証事業を始めており、その結果を踏まえて拠点地域を指定する予定である。

（海外立法情報課・藤原 夏人）

【韓国】個人情報保護法の制定

従来、個人情報の保護に関しては、公共部門には「公共機関の個人情報保護に関する法律」が、民間部門には「情報通信網の利用促進及び情報保護等に関する法律」等が適用されてきたが、2011 年 3 月 29 日、公共、民間を問わず、すべての個人情報取扱者を対象とした「個人情報保護法」が制定された。同法の制定により、法律ごとに異なっていた個人情報の取扱いに同じ基準が適用できるようになり、オンライン上の個人情報に比べて保護が十分でなかったとされる紙の文書類も同等に保護されるようになった。また既存の個別法の適用外であった非営利団体等も法規制の対象とすることで、個人情報保護の範囲が拡大された。個人情報保護に関する主要事項を審議及び議決する機関として、大統領の所轄の下に個人情報保護委員会が設置されるほか、個人情報に関する紛争を迅速かつ公正に解決するための個人情報紛争調停委員会が設置され、集団紛争調停制度及び団体訴訟制度が導入される。同法は同年 9 月 30 日から施行される。

（海外立法情報課・藤原 夏人）

【韓国】さい帯血（臍帯血）の管理及び研究に関する法律の施行

さい帯血の安全管理、品質確保、研究への活用等に関する事項を定めた「さい帯血の管理及び研究に関する法律」が、2011 年 7 月 1 日から施行された。さい帯血バンクの設立に許可制が導入され、国がさい帯血バンクを設立段階から管理する体制が整備された。さい帯血バンクは「寄贈さい帯血バンク」（対象者の限定なし）と「家族さい帯血バンク」（対象者を家族等に限定）に分類され、寄贈さい帯血バンクに国又は地方自治体が財政を補助できる制度も定められた。また、さい帯血の迅速かつ効率的な供給のため、新たにさい帯血情報センターが設立され、さい帯血情報のデータベース化も進められる。そのほか、さい帯血採取時の手続、さい帯血の研究への活用等に関する規定も設けられた。さい帯血管理政策の策定、許可基準、審査基準等に関する事項に関しては、保健福祉部に設置される「さい帯血委員会」で審議する。さい帯血を金銭で売買する等の行為は禁じられ、違反した場合は処罰される。

（海外立法情報課・藤原 夏人）

【中国】個人所得税法改正

2011年4月に個人所得税法改正草案が公表され、23万件もの意見が寄せられた（本誌 No.248-1, 2011.7, p.32.参照）が、同法改正法が6月30日に、第11期全国人民代表大会常務委員会第21回会議で採択、同日公布され、9月1日に施行される（主席令第48号）。草案からの変更点は、給与所得者の基礎控除額を3,500元（現行2,000元、草案では3,000元）に引き上げ、最低税率を5%から3%に引き下げたことである。23万件の意見の83%が基礎控除の引上げを求めるものであったことに配慮した。改正法は低所得層の負担を軽減しつつ、最高税率の45%の適用を現行の10万元から8万元に引き下げる等、高額所得層には負担増を求めている。この改正により、給与所得者のうち個人所得税の納税者数は8400万人から2400万人（納税者の割合は28%から7.7%）に減少し、1600億元の減収となる見込みである。同税は地方税でもあり、特に経済発展が遅れている中西部での財源不足を懸念する声もあるが、財政部は中央政府からの財政移転により問題はないとしている。

（海外立法情報調査室・宮尾 恵美）

【中国】出版管理条例の改正

出版管理条例の改正条例が、2011年3月16日の国務院第147回常務会議で採択、3月19日に公布、同日施行された（国務院令第594号）。近年のビジネスとしての出版産業の発展を背景に、今回の改正では、企業による出版活動と国の機関等による出版活動を区別し、各出版活動の手續等について定める。また、WTOから是正勧告を受けていた出版物の輸入業者の制限に関して、輸入企業の設立条件の1つであった100%国有企業であることという制限、新聞・雑誌の輸入業務を扱う組織は国務院の出版行政部門が指定するという制限を撤廃したほか、外資企業が電子出版物の発行を行うことも可能となった。このように出版産業への参入の規制緩和が行われる一方、その参入・脱退の管理、出版物の内容及び質についての管理等が出版行政主管部門の職務として規定され、出版物発行業務の従事者（インターネットを通じて発行業務に従事する場合も含む）に対し出版物経営許可証の取得を義務付ける等管理強化が図られている。

（海外立法情報調査室・宮尾 恵美）

【中国】麻薬中毒回復条例の制定

麻薬中毒回復条例（戒毒条例）が2011年6月22日国務院第160回常務会議で採択、6月26日公布、同日施行された（国務院令第597号）。2008年6月1日に施行された麻薬禁止法では、麻薬中毒からの回復について、自発的な回復、強制的な回復、コミュニティでの回復、強制隔離施設での回復等の原則を定めている。条例は、同法に基づき、これらの回復措置について具体的な方法を定めたものである。コミュニティでの回復は、3年を上限とし、末端行政組織である郷・鎮人民政府等が本人と回復について合意を結び、その具体的な措置、違反事項等を明らかにした上で、専門職員、医療関係者、中毒者の家族等によるグループを組織し回復のための活動を行う。コミュニティでの回復が成功しない場合、合意違反の場合には、公安機関が回復のための強制隔離を決定する。強制隔離施設は県級及び区を設置する市級の人民政府により設置され、施設での治療・訓練が終了後、コミュニティでのリハビリテーションが実施される。

（海外立法情報調査室・宮尾 恵美）

【タイ】 下院議員選挙とタクシン派の勝利

2011年7月3日、下院議員選挙が実施され、元タクシン首相派の野党タイ貢献党が500議席中265議席を獲得し、下院の過半数を占める第一党となることとなった。次期首相には、タイ貢献党比例名簿第1位のタクシン元首相の妹インラック・シナワット氏が選出される予定で、タイ貢献党は6党による連立政権を成立させるとみられている。インラック氏は、次期政権の政策として、最低賃金の大幅な引上げ、法人税率の引下げ、農家への米価格保証、大卒初任給の15,000バーツ保証、学生1人1台のタブレット型パソコンの提供、全国規模の鉄道網の整備等、経済重視政策を掲げている。国会は投票日から30日後の8月2日に召集される予定だが、それまでに下院議員数の95%である475人の当選が選挙委員会により確定されなければならない。タイ貢献党の勝利により、現在亡命中のタクシン元首相の帰国の可能性が取り沙汰されるなど、政治の安定化への道筋はまだ不透明である。

(海外立法情報課・大友 有)

【フィリピン】 離婚法案・人口抑制法案をめぐるカトリック教会の反発

第15期通常議会において審議中の「家族法改正法案」と「人口抑制法案」の2法案に対し、フィリピン・カトリック教会が反発を示し議論が高まっている。フィリピンでは、カトリック教会の発言力が極めて強く、離婚や人工的な避妊は教義上許し難いと主張している。同国の家族法では離婚が認められていないため、離婚し再婚したい場合、「婚姻契約の解消」の裁判手続が利用されているが、費用が高くつくことから、法律上の婚姻を継続したまま他に事実婚の家庭を築く場合も多く、そこに生まれる多くの非嫡出子が問題となっている。家族法改正法案は、離婚を認め、離婚の申請要件や効果に関する規定を設けている。また、経済成長の遅れた同国にとって、高い人口増加率は経済開発を遅らせる要因となっており、同国の貧困問題の解決のために人口抑制は重要な課題である。「人口抑制法案」は、リプロダクティブ・ヘルスの考え方を反映し、性教育の普及や貧困家庭への避妊具の配布等も盛り込まれている。

(海外立法情報課・大友 有)